

平成 28 年度 安全・安心協議会(発言要旨)

日時	平成 28 年 10 月 7 日 ( 金 ) 午前 10 時 30 分 ~ 午前 11 時 45 分
場所	練馬区役所本庁舎 7 階 防災センター
出席委員数	41 名 ( 欠席委員数 8 名 )
傍聴者数	0 名
事務局 ( 危機管理室長 )	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから、平成 28 年度の練馬区安全・安心協議会を開催させていただきます。</p> <p>私は危機管理室長の小暮と申します。どうぞ、よろしくお願いいいたします。協議会会長が決まるまで、事務局を代表して、私が会の進行を行わせていただきます。</p> <p>協議会は、お手元の次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。</p> <p>はじめに、委嘱状の交付を行いたいと存じます。</p> <p>委嘱状につきましては、あらかじめ委員の皆様の席上に配付させていただいております。本来であれば、区長からおひとりおひとりにお渡しすべきところではありますが、これにより委嘱状の交付に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、黒田叔孝副区長からごあいさつを申し上げます。</p>
黒田副区長	( 副区長あいさつ )
事務局 ( 危機管理室長 )	<p>まず、会長ですが、施行規則により「会長は委員の互選により定める。」となっておりますが、例年、事務局から委員のお名前を挙げさせていただき、皆さまで審議いただいております。</p> <p>本年もそのような進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>( 賛同 )</p> <p>それでは、事務局から、前年と同じ内田練馬防犯協会長にお願いできればと思います。ご異議のある委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>( 挙手なし )</p> <p>ご異議がないようですので、拍手を持ちましてご賛同いただきたいと思ひます。</p> <p>( 拍手 )</p> <p>それでは、内田会長、会長席へのお席の移動をお願いいたします。</p>

平成 28 年度 安全・安心協議会(発言要旨)

会長	<p>それでは、ここでマイクを内田会長にお渡しし、協議会の進行をお願いしたいと思います。内田会長、お願いいたします。</p> <p>この度、ご推挙いただき、会長の大役を務めさせていただくことになりました、練馬防犯協会会長の内田と申します。</p> <p>なによりも私が心配いたしますのは、練馬の治安状況をいかにして保っていくかでございます。安心安全な街、練馬というものを更に進展するための活動を続けてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>副会長の指名についてですが、施行規則により「会長が指名するものとする」と定められております。</p> <p>私から増島光が丘防犯協会長、小林石神井防火防災協会長をお願いしたいのですが、おふた方、よろしいでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>それではよろしくお願いいたします。</p> <p>両副会長、副会長席へのお席の移動をお願いします。</p>
事務局(安全安心係長)	<p>それでは、案件表 3 番の報告事項について。</p> <p>まず、最初に「練馬区の平成 27 年度練馬区安全安心施策について」です。事務局から説明願います</p>
会長	<p>(別紙 2 説明)</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>この件につきまして、質問や意見等がありますか？</p> <p>(質疑なし)</p> <p>次に練馬区空き家等対策計画(素案)についてです。</p> <p>以前、空き家やごみ屋敷といった問題家屋について、本協議会で議論し、区に対して答申した経緯があります。</p> <p>この度、区では「練馬区空き家等対策計画(素案)」を策定し、現在これについての意見を募集しているところです。</p> <p>事務局から経緯の説明のあと、環境課より計画(素案)の概要および意見の提出方法について説明願います。</p>
事務局(安全安心係長)	<p>これまでの経緯についてご説明いたします。</p> <p>空き家、ごみ屋敷等の管理に問題のある家屋について、当協議会において平成 25 年度に委員の皆様へに審議していただき、答申をいただきました。また、平成 26 年度には頂いた答申に基づ</p>

平成 28 年度 安全・安心協議会(発言要旨)

	<p>き、問題家屋に対する今後の対応方針についてお示しし、ご意見を伺ったところです。</p> <p>これらを踏まえ、平成 27 年度に環境課において「練馬区空き家等実態調査」を実施し、調査結果をもとに空き家およびごみ屋敷をめぐる諸問題の解決に向けた「練馬区空き家等対策計画(素案)」をこの度まとめたところでございます。</p> <p>それでは、環境課長から「練馬区空き家等対策計画(素案)」の概要説明および意見提出方法についての説明をお願いいたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
環境課長	(別紙 3 説明)
	環境課から以上でございます。
会長	<p>この件については、10月31日までご意見を募集する期間を設けているとのことですので、ご意見については先ほど説明のあった手順をお願いいたします。</p> <p>この件について、ご質問はありますか？</p>
副会長	<p>空き家については詳細に網羅されていますが、空き室については、触れていないがどのようにお考えでしょうか。</p>
環境課長	<p>空き家の特措法では、一棟全部空き室になった場合を法律の対象としております。</p> <p>昨年度実施した実態調査の中で、集合住宅の空き状況も調べました。2割ぐらいしか入居していない物件は、今後すべて空き室になる可能性もございますので、そこは通常業務の範囲の中で推移を見守りたいと考えております。</p> <p>また、集合住宅の所有者も調べた結果、空き室が多い物件または完全に空き室のみの物件については、すべて賃貸系の物件でございました。オーナーには今後、活用も含めて様々な情報提供を行っていきたいと考えております。</p>
会長	<p>次に練馬区内の犯罪・火災発生件数についてです。本日は、資料4を用いて最近の状況なども含めて、警察署・消防署にコメントをいただきたいと思っております。</p> <p>まず、練馬区内警察署犯罪発生件数についてですが、石神井警察署生活安全課長から報告願います。</p>

平成 28 年度 安全・安心協議会(発言要旨)

石神井警察署生活安全課長	(別紙 4 - 1 説明)
会長	課長ありがとうございました。 次に、練馬区内の火災発生状況について、練馬消防署長からご報告願います。
練馬消防署長	(別紙 4-2 および 4-3 説明)
会長	署長、ありがとうございました。 警察署員、消防署員が 24 時間体制で働いていただいております、素晴らしいものと考えております。そのおかげで、ほぼ良好という治安体感を得て今日まで過ごしております。是非、このようなことを御認識頂き、ご協力をお願いいたします。 また、練馬区の支援体制大変すばらしいものがございます。私どもの防犯協会でも恩恵を受けておりますが、ありがたいと思うと同時に、地域社会をより良くするためにもより一層の支援を頂ければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。 最後に何か意見・質問はありますか？
委員	協議会の資料については、事前に頂くことはできないのでしょうか。
事務局(危機管理課長)	基本的に開催日よりもある程度前に資料を揃えることができれば、事前に各委員の皆様方に送付させていただき、お目通しを頂くことが望ましいと考えております。
委員	協議会は年に何回開催されるのですか。
事務局(危機管理課長)	事務局といたしましては、なるべく年 1 回程度でも委員の皆様にお集まりいただき区内の状況などを報告させていただきたいと考えております。
会長	その他、ご意見ございますか。 なければ、事務局からその他ありますか。
事務局(危機管理課長)	特にございません。

平成 28 年度 安全・安心協議会(発言要旨)

会長	<p>それでは、これで本日の協議会を終了させていただきたいと 思います。委員の皆様にはご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>～ 閉会 ～</p>
----	---